



五島地協

第 68 号
2020 年 9 月 8 日 (火)

〒853-0033 五島市木場町 516-7
連合長崎五島地域協議会 (五島地協)
発行責任者 高井良 芳行
TEL 0959-72-5749 FAX 0959-72-5749

2020年度(令和2年)長崎地方最低賃金

793円(+3円)で結審

全労働者の賃金の

底上げにつなげる

2020年度長崎地方最低賃金審議会は、7月8日に第1回最低賃金審議会を開催し、3円の引き上げ額が、公益見解として示され、公益、労側賛成、使用者側反対で結審に至りました。それを受けて長崎労働局は9月3日、県内の最低賃金を793円にすると発表しました。

最低賃金とは、使用者が労働者に支払わなければならない賃金の下限額です。金額は都道府県ごとに異なり、最低賃金審議委員会による審議を経て毎年改定されます。

連合は、少なくとも生活できる水準まで最低賃金を引き上げることをめざしています。具体的には、公益委員・労働者側委員・使用者側委員が参加する最低賃金審議委員会に労働者側代表として参加しており、毎年金額引き上げに注力しています。最低賃金の引き上げを、単なる

格差是正や貧困対策にとどまらず、労働者全体の賃金の底上げにつなげていくことが重要ですが、経済の好循環を確立するためにも、連合は最低賃金の大幅な引き上げが不可欠であると考えています。

＜2020年度長崎地方最低賃金＞

・現行最低賃金額

時間額 790円

・引上げ額 時間額 3円

・影響率 7.71%

・適応労働者数 14,482

・2020年度最低賃金額

時間額 793円

・発効日(法定)

2020年10月3日



連合は、北海道根室市において毎年9月に「平和行動 in 根室」を開催。北方四島に最も近い納沙布(のさっぷ)岬での「平和ノサップ集会」や北海道立北方四島交流センター(ニ・ホ・ロ)での「北方四島学習会など」を行っています。

また、日魯通好条約の締結日にもとづく「北方領土の日」である毎年2月7日に開催される「北方領土返還要求全国大会」や、毎年12月1日に実施される「北方領土返還要求中央アピ

「2020平和行動in根室」に関する動画公開について

「連合ホームページ」の「平和運動」
<https://www.jfuc-rengo.or.jp/activity/kizuna/peace/>

2. スマホ・タブレット 添付のQRコードから

※掲載場所
・連合ホームページ「7つの絆 平和運動」



動画内容・掲載期間等

1. 「2020連合平和行動in根室」

(1) 動画内容

・オープニング

・連合北海道会長メッセージ

・根室市長メッセージ

・メッセージの披露

・ピースフラッグリレー

・エンディング

(2) 掲載開始時期

9月12日(土) 8:00～

I. 視聴方法

1. パソコン 連合ホームページから

ページから

経験したことのない

ふたつの大型の台風

9月2日台風9号が県内を通過した。五島各地にも被害をもたらした。各地区で停電が発生し復旧までに長い時間がかかった。地域によっては断水も発生し市民生活に大きな影響を与えた。しかし連合傘下の働く仲間をはじめ多くの関係者の昼夜の復旧作業により停電・断水は解消された。

9号が通過してつかの間今度はいよいよ経験したことのない大型の台風10号が県内を直撃、各地に被害をもたらした。はじめて避難所へ避難したが、改めて台風の怖さを感じた。今回の台風は水面気温が非常に高いことで勢力が拡大されたともいわれている。地球の温暖化がますます進んでいることの表れかもしれない。

